

犬山市空き家利活用

改修費補助金・奨励金

空き家をリフォームして40万

空き家に住んで3万円！

[犬山市空き家利活用改修費補助金・奨励金]とは？

改修費補助金

奨励金

空き家バンクに6か月以上継続して登録されている空き家を売買・賃貸する

※この補助金・奨励金を受けていないこと

※所有者と利用者が3親等以内の親族でないこと

※耐震性が確保されていること

又は売却のために除却されていること（奨励金の場合のみ）

改修費補助金

市内の工事業者によるリフォーム

※工事契約予定者（所有者・利用者どちらでも可）が契約前に申請してください

奨励金

市外から市内の空き家に引越しをする

※利用者が居住してから1年以内に申請してください

※空き家を3年（公共的利用のリフォームは10年）以上利活用することが条件

補助内容

空き家のリフォーム工事費の1/2、上限40万円（公共的利用は80万円）を補助

交付内容

所有権移転登記手数料、仲介手数料、引越し費用などの転居に係る経費のうち上限3万円を交付

申込み&問合せ

詳しくはホームページや窓口でご確認ください

市役所 2階 都市計画課（建築指導担当）まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン) FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

(URL) <https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurasu/sumai/index.html>